

5 地域づくりの進め方

都市計画マスタープランに示された方針をより具体的な計画とし、様々な事業へと展開し、意義のある形で実現するためには、町民のまちづくりへの参画が不可欠となります。町民自身が自分たちのまちの将来について考え、快適で魅力的なまちにするため、協力して意見を出し合い、行動する必要があります。また、行政は稲美町のまちづくりに関する様々な情報やノウハウの提供、アドバイザーの派遣やまちづくり活動に対する助成の充実などを通して支援し、住民協働のまちづくりを推進します。一方で、稲美町をとりまく状況は常に変化しているため、従来手法だけではなく新しい取り組みについても検討していくことが必要となります。

まちづくりに活用できる地域資源は地域ごとに異なっています。稲美町の市街地や田園集落、農地、ため池、河川、樹林地、文化財等は各々が独自の個性と魅力を備えており、それらの価値が最大限に活かされるように、町民と行政が連携して取り組むことが重要となります。第5章 地域別構想では、地域づくりのための取り組みとして地域ごとに具体的な施策例を示していますが、これらの例は、町民と行政が地域の課題を共有し、具体的な計画について検討し、より有効な事業の実施に向けて様々な取り組みを行う際のたたき台として利用されるべきものです。

本計画は、稲美町におけるまちづくりの指針として位置づけられるものです。ここに示された方針に沿って、具体的な計画を立て、個々の事業を実施する際に、それらを真に有効なものとするため、町民の主体的な参画を通じた一層の創意工夫が行われることが期待されます。